

国民年金のお知らせ

妊婦さん必見！産前産後の免除制度

平成31年4月より、新たな年金制度として「産前産後の保険料免除制度」が始まりました。

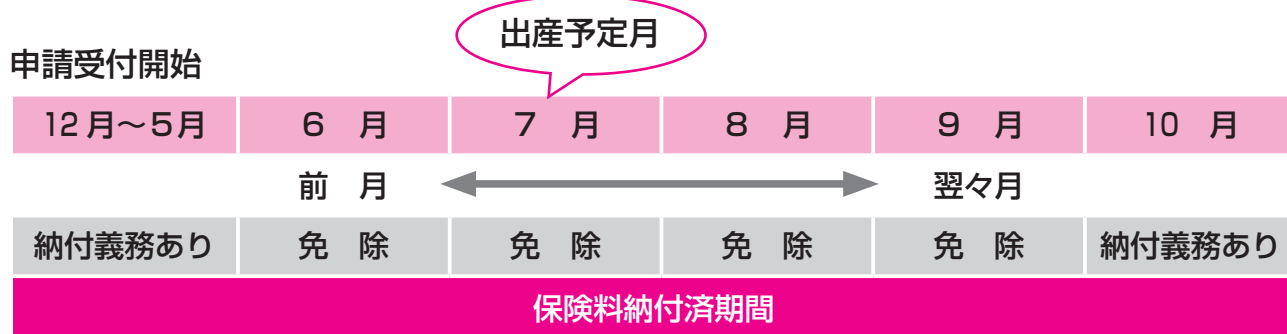
●産前産後の保険料免除制度とは？

国民年金に加入している方で、出産予定の方が対象となる制度です。出産予定月の前月から産後2か月までの4か月間、保険料が免除されます。

※多胎妊娠の場合は、出産予定月の3か月前から産後2か月までの6か月間となります。

●いつから申請できるの？

出産予定日の6か月前から申請できます。



●申請に必要なものは？

産前

母子手帳の写しや医師の診断書

産後

生まれた子どもと母親が世帯を分けている場合、親子関係の分かる書類（出生証明書等）が必要になります。

●一般的な保険料免除との違いは？

通常は、保険料を支払わなければ納付したことになりませんが、この制度を利用した場合、免除期間も保険料を納付した期間として加算されます。

●免除期間中にこの制度を利用するとどうなるの？

産前産後免除が優先されます。

産前産後の免除期間終了後も免除期間内であれば、再度申請する必要はありません。

●保険料を事前に納めていた場合、どうなるの？

保険料が未納の期間がある場合、その期間に充当されます。

未納期間がない場合、保険料は還付されます。

お問い合わせ先

町民課 年金係

☎47-4681（直通）

函館年金事務所

☎0138-56-1165